

## 動向 戦争法の推進と成長する市民運動

石川 康 宏

### 1 「戦争する国づくり」を求める 三つの力

民主・共産・維新・生活・社民の野党5党が、戦争法（安保法制）廃止に向けた「野党共闘」についての合意を発表し、社民党大会でそれら5党の代表が手をつないで見せたその直後に、この原稿を書き始めている。参院選や補欠選挙をふくむ衆院選に向けた野党間の候補者調整をはじめ、戦争法廃止、立憲主義の回復などを求め、安倍政権の打倒を目指す市民の運動は、今後、ますます大きな進展を見せていくだろう。

他方で、2015年9月19日の戦争法強行採決後も、安倍自公政権はこの国を「海外で戦争する国」に変質させる作業を進め、日本経団連に代表される財界は武器の販売・輸出で儲ける「死の商人」としての活動を拡大させている。平和か戦争か、立憲・民主の政治か独裁の政治か、この歴史的岐路をめぐる衝突は、16年夏の参院選挙を直近の山場としながらも、これを越えて継続するものとなっていく。

民意を敵視し、蔑視する安倍内閣による政治の暴走は、次のものを主な原動力とする。第一は、アメリカが世界的規模で展開する戦争政策に、日本の軍事力を下請の実戦部隊としてより深く組み入れたいとするアメリカ政府の要望である。第二は、軍事的に「強い日本」の形成を海外での利潤拡大の手段と位置づけ、さらに武器輸出など「死

の商人」を莫大な儲けの領域としてとらえかえす日本財界からの要請である。これらはいずれも基本的には「資本の論理」にもとづくものである。

加えて、安倍暴走政治の根底には、これとはかなり異質な第三の原動力がある。天皇を権力の頂点に据える政治や社会のあり方を、日本古来の美しい歴史と伝統だと信じ（実際に天皇がそのような権力をもったのは古代の一時期にすぎないが）、戦後をそれが侵害された清算すべき負の例外的な一時期ととらえる独特の復古主義思想である。これは、戦前の「国家神道」に根をもっている。

これら三者は必ずしも整合的なものではない。とりわけアジアへの侵略を「正義の戦争」として肯定する靖国史観を内包した復古主義は、中国を最大の経済的パートナーと認める日本財界の東アジア政策に抵触し、またアメリカによる米日韓軍事連携の戦略とも摩擦を起こしてきた。それは第一期安倍政権を崩壊に導く大きな要因のひとつとなっていた。

その後、12年に復古主義勢力の熱い期待を受けて復活した第二期安倍政権は、アベノミクスの名で財界奉仕の経済政策を一段と深化させ、「慰安婦」問題での日韓政府合意に象徴されたように、対米譲歩の幅を拡げることで両者との摩擦回避に努めている。それは07年の政権崩壊から得た彼らなりの教訓に従ってのことである。しかし、その努力は、日本経済と国民生活の乱暴な破壊を加速し、他方で復古主義者内部に新たな対立を生じさせるものとなっている。

そうした対立や軋轢をはらみながらも、これら三者は大きく合流して、日本を「海外で戦争する

国」へと歩ませている。喫緊の課題は、これをどう食いとめていくかである。自衛隊の米軍への従属の一体化に歯止めをかけ、軍事や戦争を儲けの手段とする経済と社会の「死の商人」化を防ぎ、「強い日本」を戦前的独裁政治の復興につなげたい復古主義の台頭を食いとめていかねばならない。そのために必要なことは、戦争法の廃止、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の撤回であり、安倍政権の打倒である。

関連して論じられるべき点が多いが、以下では、第一に、自民党改憲案と安倍首相が明文改憲の入口に位置づけようとしている緊急事態条項について、第二に、財界と政府による軍事依存経済への動きと軍学共同の動きについて、第三に、立憲主義の回復を求め、安倍政権の打倒を求める現在の市民運動の歴史的地位について述べていく。

### 2 「独裁」をめざす自民党改憲案と 緊急事態条項

自民党は2010年に新綱領を採択した。09年に民主党に政権を奪われたことがきっかけであり、安倍政権が崩壊して3年後のことであった。どういう社会をめざし、それをどのように実現していくのかを端的に示した綱領は、政党にとって最も重要な文書である。この新綱領によって、従来思想的に一定の幅の広さをもっていた自民党は、復古主義という単一の思想を「政治理念」とする右翼政党に変質した。

前文で「我が党は…日本らしい日本の保守主義を政治理念として再出発したいと思う」と述べた新綱領は、「政策の基本的考え」の第一に「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」ことを掲げている。他の何よりも優先される政策は「改憲」であり、その目的は国内には戦前型の復古の政治体制を再現し、対外的には軍事力をもって世界に「貢献」する国をつくるということである。

「日本らしい日本の姿」が意味するところを、より明快に示したのが自民党の最新の改憲案である「日本国憲法改正草案」（12年）である。同改

憲案は前文で改憲の目的を次のように明快に語った。

「日本国は、長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」である。「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」。

「戴く」とは頭上におく、あがめ仕えるという意味だが、天皇の具体的な地位はどうなるか。「天皇は日本国の元首」（第1条）とされ、さらに「憲法尊重擁護義務」に縛られないものとされる（第102条）。「元首」たる天皇を、自ら選出することのできない国民の主権は形骸化する。加えて権力の頂点に立つ天皇が「憲法尊重擁護」の義務を持たないことは、憲法自身による立憲主義の否定である。これは近代民主政治の根本原理の否定であり、日本の社会を人類史の近代以前に引き戻そうとするものである。

改憲案は、「国防軍」の任務の一つに「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」をあげている（第9条）。他方で「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」とも述べている。（前文）。アメリカ政府および財界からの強い要望に応えた条文である。しかし、改憲の眼目はそこではなく、何より天皇中心の復古主義的独裁国家をつくることだとされている。このような体制づくりの衝動は現天皇にはまったくみられないもので、自民党の改憲案が求める天皇像は、独裁を一身に体現したいわば戦前型の天皇となっている。

つづいて安倍首相が現在、改憲の突破口に位置づけようとしている「緊急事態条項」についてである。改憲案は次のように述べている。

「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」（第98条）。

ここでの「内乱」は、独裁的な「社会秩序」に

対して民主主義の回復を求める国民の抵抗を念頭している。そのことは「公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」とする、治安維持法型の第21条との関連からも明白である。

緊急事態の宣言は、政治をどのように変化させるものとなるか、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」(第99条)。

「内閣」の合意だけで、事実上の法律を制定することができ、その実行に必要な財政措置をとることができるようになる。つまりは国会の不要化である。国会議員を選出した国民の意思は無視され、わずか20名足らずの大臣たちで、国民・産業・メディアの「大政翼賛」化を法的に強要することも可能になる。民意を反映しない、少数独裁政治の確立である。

緊急事態が宣言される時、国民はどのような立場におかれるか。「何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」。つまり国民に抵抗の権利はない。独裁の政府に逆らうことは許されないということである。

一度宣言されると緊急事態はどれほどの期間継続されるのか。改憲案のどこにも期限は示されない。つまり内閣総理大臣及び内閣が必要と判断すれば、こうした独裁政治が法的には永遠に可能になるのである。

緊急事態条項は9条改定の入口だからというにとどまらず、それ自体がきわめて危険な内容のものとなっている。

## 3

## 「死の商人」の台頭と産軍学共同の進展

15年10月1日、防衛省の外局として防衛装備

庁が発足した。戦争法強行からわずか10日ほど後のことである。自衛官400人、事務官・技官1400人の構成で、ここでは「制服組」に対して「背広組」が優位という従来の関係も転換された。防衛装備とは武器のことで、防衛装備庁はその研究・開発、調達・補給・管理、輸出などを一手に引き受け、それによって民間の軍需産業を育成していくことを目的とする。

これによって政府は「海外で戦争をする国」の軍事技術上の基盤を強化し、武器輸出を通じて関係国との軍事的な連携を深めることができる。他方、軍需産業は国内では防衛費という名の税によって安定した利潤を確得し、海外へは政府首脳によるトップセールスを可能とする。「死の商人」と政府・防衛省との産軍共同の深化である。

現在、初の本格的な武器輸出として注目されているのは、オーストラリアへのそうりゅう型潜水艦の輸出である。建造するのは三菱重工業と川崎重工業で、ドイツ、フランスとの販売合戦では中谷防衛大臣がセールスマンの役割を務めている。「潜水艦には米豪が共同開発する戦闘システムが搭載される予定」であり、実現すれば「日豪だけでなく日米豪の連携強化にもつながる」(「産経新聞」15年12月1日)とされる。同時に自衛隊は、米豪との共同訓練も重ねており、これは「集团的自衛」の一つの枠組みを形成するものとなっている。

防衛装備庁の発足を前に、日本経団連は「防衛産業政策の実行に向けた提言」(15年9月15日)を発表した。内容は防衛産業への安定した利益保障を政府に求め、あわせて①F35戦闘機の製造・整備事業への参加、②オーストラリアへの潜水艦売り込み、③ASEAN諸国への武器や武器技術の輸出促進などを求めるものだった。その後、愛知県小牧市で三菱重工業がF35の組み立てを開始し、防衛省はASEAN諸国に対して自衛隊の中古武器の輸出を検討し始めるに至っている。

防衛省の契約上位10社からの自民党(国民政治協会)への献金は、安倍政権成立直後の2013年に倍増し、さらに防衛省・自衛隊からの天下り

も64人(14年承認分)に達している。防衛産業と防衛省・自衛隊とのカネを介した癒着は、こうして深く進んでいる。

日本政府は長く武器輸出禁止の三原則をにかけてきたが、14年4月、安倍内閣は「防衛装備移転三原則」とその「運用指針」を決定し、これを輸出推進の三原則に転換した。

さらに15年1月には宇宙開発の中で、日米の軍事連携が最重要だとする「第三次宇宙基本計画」を決定した。宇宙開発については、08年の宇宙基本法、12年の宇宙航空研究開発機構法(JAXA法)の改悪により、軍事利用への道が開かれていた。すでに9000億円を投じてきた国際宇宙ステーション(ISS)計画には、費用対効果を疑問視する声が政府内にもあったが、15年12月、計画への参加を2024年まで延長することを決めている。関連する日米協力文書への調印式で、日米両国からは次のような発言が行われた(「朝日新聞」15年12月23日)。

「宇宙空間は産業、科学技術、安全保障など日米協力強化の可能性は非常に大きい」(岸田外相)、「日米同盟は今まで以上に強固」(ケネディ大使)、「安全保障を含む広い日米協力の中でISSが位置づけられた歴史的な意義は大きい」(内閣府宇宙戦略室)。

先に紹介した日本経団連の提言は「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべき」として、大学を軍事研究に巻き込むことの必要も語っていた。これと響きあうように防衛省は15年度から「安全保障技術研究推進制度」を設け、7月には28項目の研究課題に最大3000万円の資金を提供する公募を開始した。応募総数108件中、大学などが58件と過半数を占める結果となり、9月には東京工業大学、東京電機大学、神奈川工科大学、豊橋技術科学大学他の採択が発表された。この事業は10月以降、防衛装備庁に引き継がれている。

また、2000年以降、米軍が日本国内の少なくとも12の大学と機関の研究者に2億円を超える研究資金を提供してきたことも報じられている

(「東京新聞」15年12月6日)。

産軍の共同に大学などを加えた産軍学の危険な共同が進められており、これを押しとどめる社会的合意の形成と運動が求められている。

## 4

## 「2015年安保」の歴史的意義

最高法規である憲法が戦争を禁じているにもかかわらず、戦争法は「戦闘地域」での米軍への兵站の拡大、戦乱が続く地域での治安活動など、海外での武力行使を可能にした。どう考えてもこれは憲法違反である。立憲主義は、権力は憲法(法)に従って行使されねばならないとする近代民主主義の根本原則だが、安倍内閣はこれを踏みこみにしている。

多くの市民が平和主義、民主主義の回復だけでなく、立憲主義の回復を求めていることの意義は大きい。「人による支配」に対して「法による支配」とも特徴づけられる立憲主義は、歴史的にはフランス人権宣言やアメリカ独立宣言に端を発する。国王による支配、宗主国による支配から抜け出そうとした両国人民は、それらとの闘いを通じて人民の合意にもとづく「法」を制定し、つづいてこの「法」に従い、「法」を実現する政治権力を整えた。この「法」こそが憲法である。したがって立憲主義は、近代憲法の誕生と一体だった。

その後、世界の憲法は国民・市民の基本的な人権を、「自由権」としてのみ定めた近代憲法から、さらに生活の最低保障を国家に求める権利(社会権)を加えた現代憲法へと発展する。戦後の日本国憲法でいえば、国家が国民の生存権を守り(第25条)、教育を受ける権利を満たし(第26条)、労働者に人たるに値する労働条件とその拡充を求める権利を保障する(第27・28条)との条文が、この「社会権」に該当する。

近代憲法は、国民・市民が権力者によって拘束されることのない身体・思想・信条の自由、職業選択の自由、転居の自由、財産権と経済活動の自由などを定めていった。しかし、その後の近代社会(資本主義社会)の発展は、内部に過

酷な貧困と格差を生み出す。そこで1871年にパリ・コミューンを実現した労働者たちが、「我々は自由だけでは食えない」と、歴史上初めて「社会権」（まずは教育と最低生活の保障）を主張した。後に、これを憲法に初めて明記したのが1919年のワイマール共和国憲法（生活と教育と労働の保障）である。これによって憲法が定める政治権力の役割は国民・市民の自由を守るものから、自由と生活を守るものへと成長した。同じ1919年に、労働条件の改善を通じて、社会正義と公正を基礎に第一次大戦後の世界平和の確立に寄与することを目的としたILO（国際労働機関）が創設されたことも、歴史の変化を象徴している。

第二次大戦後、社会権の明記は各国の憲法において当然となり、社会保障や教育への国費の支出、労働条件の最低限を法で定めることも当然となった。それは近代民主政治の原則として立憲主義を獲得し、憲法の内容を拡充させてきた人民による闘いの成果である。

では、その間の日本の歴史はどのようなものだったか。そこには大きな相違が見られる。徳川による封建制の権力を倒した明治政府は、士農工商の身分制を廃して四民平等を宣言した。しかし、明治政府は、憲法の制定や人民に選出された議員による国会（議会）の開設を求める自由民権運動の高揚以前に、自ら近代憲法の制定に向かうことはなく、運動によって制定を余儀なくされた大日本帝国憲法（1889年公布、90年施行）でも、国民の「自由」をまるで保障しなかった。

それは近代憲法の名に値せず、この憲法の下で、小林多喜二が描いたような身体の拘束を含む奴隷的な労働、性差別、平和や民主主義を敵視する思想の統制が行われた。この政治体制を覆そうとする者に死刑をもって処した治安維持法は、権力が国民のためにでなく、国民を支配するためにあるという大日本帝国憲法の思想をよく表した。自由と民主主義を求める運動は存在したが、いずれも1930年代半ばに、組織的な活動の停止を余儀なくされた。

その後、敗戦と連合国による占領という激動の中で、日本国憲法（1947年施行）が誕生する。人権は「侵すことのできない永久の権利」だと繰り返され（第11・97条）、各種の自由権だけでなく社会権（第25～28条、生存権、教育権、労働条件の法定主義、労働三権）が明記され、経済活動の制限（第22条・居住・移転・職業選択の自由、第29条・財産権を「公共の福祉」により制限）や男女平等の選挙権、さらに「戦争の放棄」を国民の権利・義務の前に置いた、世界史的に見てもきわめて先駆的な憲法である。

草案はGHQが作成したが、男女共通の普通選挙で選出された衆院議員が中心となり、帝国議会での審議で第25条を追加するなどの修正も行われ、昭和天皇による裁可の後に、公布、施行されたこの憲法を単純に「おしつけ」とするのは、当時の国民の意思と国会の役割を見誤るものでしかない。50年に渡る戦争の歴史に終止符を打つために、多くの国民・市民はこの憲法のとりわけ「平和主義」を強く支持して受け入れた。

ただし、条文全体に対する理解が必ずしも十分だったわけではない。たとえば第97条は、次のように述べている。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。

ここにいう「人類の多年にわたる自由獲得の努力」に、日本国民の多くは加わることができずにいた。それが特に社会権への理解に不十分さをもたらすものとなる。戦後の生存権裁判、ポストの数ほど保育所を、「憲法をくらしの中にいかそう」をスローガンとした革新自治体運動などの努力の一方で、「自己責任・家族責任」を声高に叫ぶ近年の政治に、「政府こそが国民・市民の生存権を守れ」と正面から切り返す潮流はいまだ大きくなれずにいる。それは自由権をさえ自らの力で勝ち取ることができなかったところへ、一挙に社会権までもが付与された憲法の飛躍に対する国民・市

民の戸惑いの結果でもあった。

しかし、2015年、ここに新しい前向きの変化が起こる。戦争法の強行を前に、市民の中に立憲主義の回復すなわち「法（日本国憲法）による支配の回復」を求める一大運動が巻き起こったのである。その運動は、第9条の実現だけでなく、あわせて「個人の尊厳を擁護する政治の実現」を求めるものとなっている（15年12月20日に結成された「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の目的）。

これは、第一に「法による支配」を広範な市民が自らの願いとして掲げたという意味でも、第二にその願いの内容を「社会権」の実現にまで及ぼしているという点でも、日本の歴史においてきわめて画期的なことである。

「法による支配」は欧米では、18～19世紀の「ブルジョワ革命＝市民革命」の課題であり、「社会権」の獲得は、19～20世紀前半の課題であった。ルーズベルトからトルーマンへの政権交代きっかけに、アメリカでは社会権の拡充にブレーキがかけられ、発展の主な担い手は北欧あるいはEU諸国となったが、今日、運動の中で急速な成長を遂げつつある日本の国民・市民は、世界政治の近現代的発展をようやく自身の力で達成するところに歩みを進めつつある。2015年からの運動によって社会の質が変わった、これは市民革命的動きの開始と言えるなどの評価には、それぞれ重要な根拠がある。

## 5

### おわりに ——「全障研」運動への期待

『障害者問題研究』という本誌の性格に引きつけて一点追加しておけば、日本の政治がそれに従って権力を行使せねばならない憲法には、あらゆる国民・市民の人権保障の土台となる第13条・幸福追求権、第24条・両性の本質的平等、第25条・生存権、第26条・教育権、第27・28条労働権などがある。

戦争法廃止、立憲主義の回復を求める運動は、あわせて「個人の尊厳の擁護」を高く掲げること

により、これらの条文への市民の注目を広げている。こうした社会的な意識の変化に対応し、人権とりわけ社会権に対する理解を深める積極的な取り組みが、人権保障の拡充を願うあらゆる団体に求められている。それはせまく障害者の人権保障にとどまらず、あらゆる国民、日本社会に暮らすあらゆる市民の「個人の尊厳の擁護」を願う取り組みに大きく合流しうるものとなっている。今、目前で切り拓かれつつあるこうした日本社会の新しい変化に応じた、「全障研」運動の新たな発展を心より期待したい。

#### 参考文献

- 【第1節にかかわって】軍事・外交でのアメリカいなり、内政での財界主導、戦前への復古の思想が広く残存するという日本社会の特徴については、石川康宏『社会のしくみのかじり方』（新日本出版社、2015年）、アメリカの東アジア政策と日本の復古主義の摩擦を第一期安倍政権の「慰安婦」問題での対応にそくして検討したものに、「第5章・『慰安婦』問題に見る世界の構造変化」（石川康宏『覇権なき世界を求めて』新日本出版社、2008年）がある。
- 【第2節にかかわって】自民党の改憲案については「第5章・自民党が描く近未来の日本社会」（石川康宏『おこぼれ経済』という神話』新日本出版社、2014年）に、2010年自民党新綱領とあわせた解説がある。
- 【第3節にかかわって】「海外で戦争する国づくり」に向けた日本経団連などからの要請とこれに応える安倍内閣の動きについては「第4章・『軍事立国』化に向けた財界の要望とジレンマ」（小森・山田・俵・石川・内海『軍事立国への野望』かもがわ出版、2015年）を参照のこと。関連する簡潔な学習論文として、石川康宏「主権者は軍需産業ではなく国民だ」（『学習の友』2016年3月号）がある。
- 【第4節にかかわって】近代憲法から現代憲法へという憲法の発展については、杉原泰雄『人権の歴史』（岩波書店、1992年）を参照のこと。同書を参考にしながら、第4節の内容をより詳しく論じたものに、石川康宏「社会福祉と国家——資本主義社会の発展の中で」（『総合社会福祉研究』第45号、2015年4月）、石川康宏「憲法かがやく社会、自己責任論を乗り越える学びの仲間」（『季刊 労働者教育』第151号、2015年3月）などがある。